

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年6月3日

愛知県知事 殿

提出者

住所 名古屋市中村区名駅 2-28-3

氏名 西武建設株式会社 名古屋支店

支店長 張間 誠司

電話番号 052-583-8585

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	西武建設株式会社 名古屋支店
事業場の所在地	名古屋市中村区名駅 2-28-3
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	D06 総合工事業
②事業の規模	91,510万円（2023年度完工高）
③従業員数	6人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1 産業廃棄物の一連の処理の工程 参照

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2 建設副産物対策管理組織図 参照

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

1 現状

【前年度(令和5年度)実績】

特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(鉛)	廃アルカリ	特廃ばいじん
排出量	8.22 t	32 t	31.69 t

(これまでに実施した取組)  
現場内で発生した再生資源の積極活用に努め、排出の際は、再生資源化施設の活用に努めた。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類		
排出量	0 t	t

(今後実施する予定の取組)  
上記実施現状維持

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃棄物の各品目別に専用の容器・コンテナ等を設置し分別に努めている。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
1 現状	【前年度（                      年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) なし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) なし		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
1 現状	【前年度（                      年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t

	(これまでに実施した取組) なし		
②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) なし		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
1 現状	<b>【前年度（                      年度）実績】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行 った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) なし		
	<b>【目標】</b>		
②計画	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行 う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) なし		
	特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項		

1 現状	<b>【前年度（令和5年度）実績】</b>			
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥（鉛）	廃アルカリ	特廃ばいじん
	全処理委託量	8.22 t	32 t	31.69 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	8.22 t	32 t	31.69 t
	再生利用業者への 処理委託量	t		t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t		t
	認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処理委託 量	t		t
	<p>（これまでに実施した取組）</p> <p>再生利用が可能な品目は全て再生利用ができる処理業者に委託している。</p>			

（第5面）

②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	0 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処 理委託量	t	t

		<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可能な限り優良認定処理業者から選定する。</li> <li>・電子マニフェストの導入を進めるため、電子マニフェスト対応可能な処理業者から選定する。</li> <li>・委託先処理業者には定期的に現地確認を実施する。</li> </ul>
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（ 5 年度）実績】	
	<p>特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)</p>	71.91 t
※事務処理欄	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>引き続き電子マニフェスト利用を継続使用する。</p>	

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が 50 トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

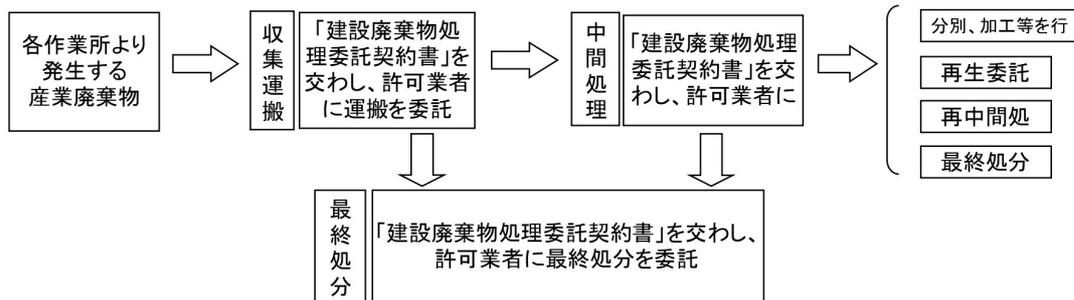
9 ※欄は記入しないこと。

## 産業廃棄物の一連の処理の工程

1) 産業廃棄物の「収集運搬・処分許可業者」と委託契約書を交わしマニフェストにて管理する。

(原則: 電子マニフェストにて処理する。)

契約前に、許可証の有効期限・許可内容、車両一覧表、運搬ルート図、反社会的勢力でないこと等を確認してから契約を行う。



2) 産業廃棄物の一連の処理の工程

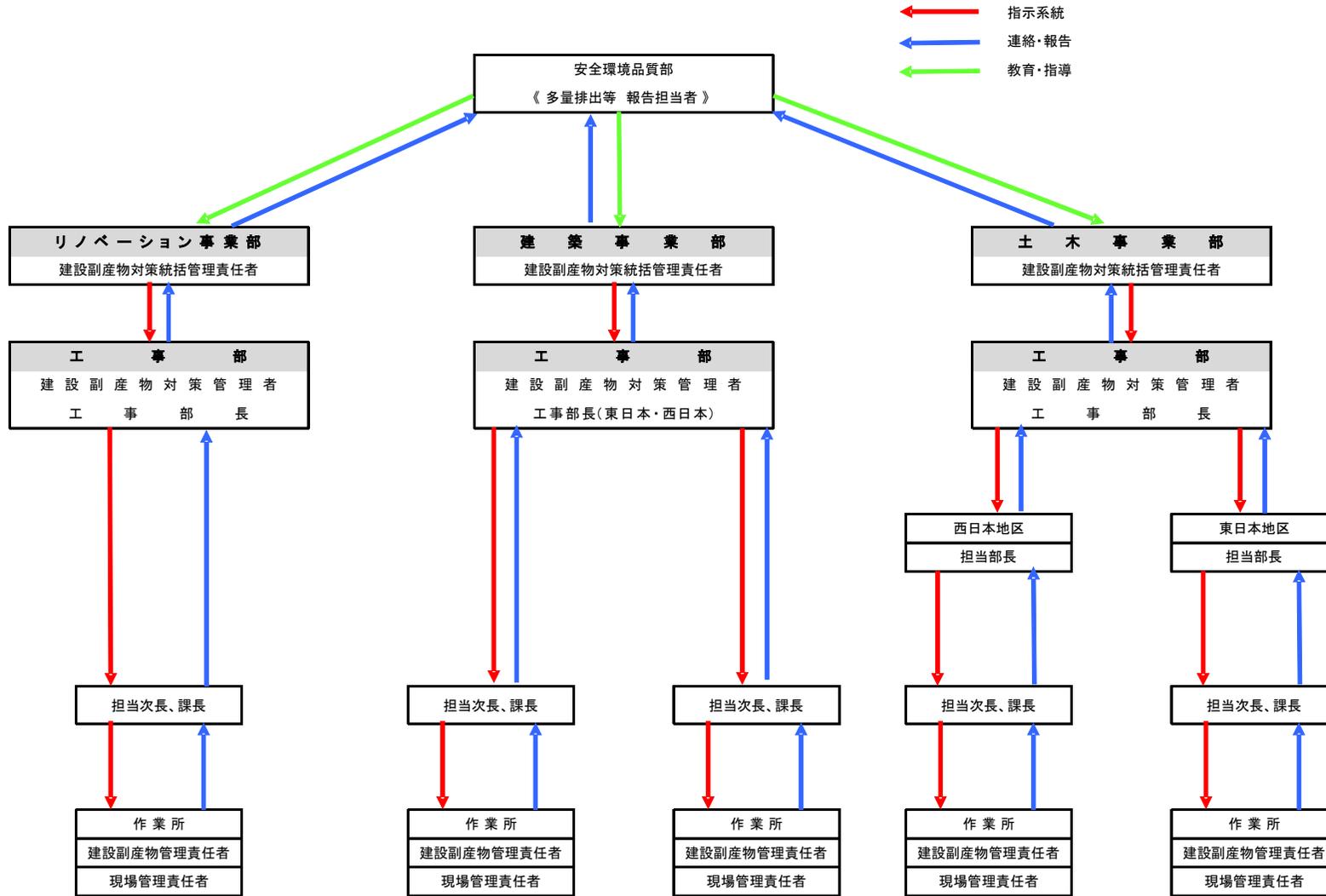
- ・建設汚泥 再生処理業者に委託 → 脱水 → 改良土・流動化処理土他として販売
- ・廃プラスチック類 再生処理業者に委託 → 破碎、選別 → RPF(固形燃料)として販売(サーマル燃料)  
破碎、選別 → 塩素系は、安定型処分場に埋立
- ・紙くず、ダンボール 再生処理業者に委託 → 破碎、選別 → 再生紙、代替え燃料 等
- ・木くず 再生処理業者に委託 → 破碎、選別 → 再生紙、代替え燃料 等
- ・繊維くず 再生処理業者に委託 → 破碎、選別 → RPF(固形燃料)、肥料
- ・金属くず 再生処理業者に委託 → 破碎、選別 → 金属原料他
- ・がれき類(コンクリ、アスファルト他) 再生処理業者に委託 → 破碎 → 再生原料として売却
- ・廃油 再生処理業者に委託 → 油水分離、遠心分離 → 再生重油として有価売却若しくは最終処分
- ・廃酸 再生処理業者に委託 → 廃液処理設備で中和酸化還元凝集沈殿 → 有価売却
- ・廃アルカリ 再生処理業者に委託 → 廃液処理設備で中和酸化還元凝集沈殿 → 有価売却若しくは焼却処分
- ・水銀使用製品産業廃棄物(蛍光灯) 再生処理業者に委託 → 破碎、選別 → 再生ガラス製品、アルミ材、水銀
- ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 再生処理業者に委託 → 破碎、選別 → 再生原料として売却若しくは最終処分(安定型)
- ・混合廃棄物 再生処理業者に委託 → 破碎、選別 → 分別し各品目ごとにリサイクルを行う
- ・石綿含有建材(特管) 最終処分場業者(安定型に埋立)



# 建設副産物対策管理組織図

別紙2

作成日 2024年4月1日



※やむなく、紙マニフェストを使用した場合は、随時 ㈱イーパースドットコムに登録する。「情報の一元化」